



工事实績データの収集・登録について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成7年3月13日

管第945号
平成7年3月13日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿

土木部長

工事实績データの収集・登録について（通知）

このことについては、平成6年5月12日付発管第47号（分室「工事实績情報システム」ファイルにあり）で通知し、工事实績データ（工事カルテ）の登録について規定しているところですが、平成7年4月1日以降に契約する工事については下記によることとしたので、実施に当たって留意してください。

記

1 改訂点

現行：工事完成時に「工事实績データ（工事カルテ）」を作成・登録する。

改訂：工事契約時及び完成時に「工事实績データ（工事カルテ）」を作成・登録する。

（1）受注時登録データの提出期限は、契約締結後7日以内とする。

（2）完了時登録データの提出期限は、工事完成（完了届け受理日）後7日以内とする。

（3）施工中に、受注時登録データの内容に異動のあった場合は、異動のあった日から7日以内に変更データを提出しなければならない。

2 特記仕様書（現場説明書 - 特記事項 - ）

現場説明書 - 特記事項 - において、現在、工事实績情報の登録について定めているが、この項目について以下のとおり変更する。

- （1）（工事实績情報の登録）工事契約時及び完成時には、7日以内に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に承諾を受けた後、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより登録するとともに、登録結果を監督員に報告する。
なお、受注時登録データの内容に異動のあった場合も同様とする。